令和4年度 景観審議会 (第1回広告物部会)

日時:令和4年12月26日(月)10:00~ 場所:西館4階テレビ会議室(Room55)

会議次第

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 東播磨道の供用区間延長に伴う規制区域の指定について【諮問】
- (2) 三木市三木城下町地区の歴史的景観形成地区指定に伴う広告物規制について (報告)
- 3 その他
- 4 閉 会

令和4年度景観審議会(第1回広告物部会)議事録要旨

日時:令和4年12月26日(月)10:00~12:00

場所:兵庫県庁西館4階テレビ会議室

1 出席者

委員定数9名中9名の出席があり定数に達していることから、部会は成立した。

2 議事録署名委員

勝又委員を指名した。

3 議事(要旨)

(1) 東播磨道の供用区間延長に伴う規制区域の指定について(諮問)

東播磨道の供用区間延長に伴う規制区域の指定案について事務局より説明し、審議を行った。

部 会 長: 東播磨道の既供用部分の規制と同様に、延伸部分についても第3種 禁止地域等の規制をかけるという内容であるが、各委員から意見はあ るか。

委員: 禁止地域等の許可基準の色彩項目について、ベースカラーに使用する高彩度色についての基準は、どのような背景で決定されたものか。

事務局: 禁止地域等は、自然豊かな地域や、特に景観や風致の優れた地域を 指定していることから、高彩度色をできるだけ使用しないよう設けた 基準となっている。なお、高彩度というのはマンセル値で彩度が10以 上の色彩のことである。

委 員: どの色相においても彩度10以上か。

事務局: そうである。

委員: 了解した。表示面積の2分の1まで高彩度色が使用できるというのは、少し大きいと感じた。 今までもこの内容で規制していたということか。

事務局: 高彩度な地色の表示面積を2分の1以下とする基準については、今回の指定に合わせて新たに設けるものではなく、従来より県下の禁止地域等において共通で規制している内容である。

部 会 長: 色彩の基準については、見直しが必要かどうかも含めて議論の余地 があると思うが、いかがか。

委 員: 既存の基準ということであれば、今回の指定案については問題はな いと考える。

部 会 長: それでは、今回の指定については、事務局案どおり答申することとし たい。

なお、色彩の基準の件については、今後の長期的な検討課題とさせていただくということでよいか。

各 委 員: - 異議無し-

(2) 三木市三木城下町地区の歴史的景観形成地区指定に伴う広告物規制について (報告)

三木市三木城下町地区の歴史的景観形成地区指定に伴う広告規制について事 務局より報告した。

委員: 市や市民の理解と協力の下、除外区域を設けないという方針にした のは素晴らしいことだと思う。この景観形成地区指定について、どこ かでプレス発表するような予定はあるか。そのような発表の機会があ れば、地元の市や住民が一体となった景観づくりの機運を高めるきっ かけとなるのでは、と考える。

事務局: 広告規制の内容で、ということではないが、今回の景観形成地区指 定については、記者発表を行う予定である。

委 員: 夕方の地方ニュース等で、多くの県民の方が目にする機会を作るためにも、ぜひメディア発表に力を入れてもらいたい。

事務局: この件については、知事の定例記者会見で発表する予定としている。 その際に、メディアにも取り上げてもらいたいと考えている。 委員: 諮問案件で議論された高彩度色に関連して確認したい(オンラインで、景観形成地区内の建物・看板のGoogleストリートビューを表示)。 この建物・看板は、景観形成地区内であり、伝建地区ではないが、 地区の入り口にあたる場所に位置している。

外壁部分を見てみると、比較的彩度の高い色が外壁や広告物に大きな面積で使用されている。コーポレートカラーを使用しているという事情は理解しているが、この地区の景観を考慮すると、非常に目立ってしまっている。こちらについては、屋外広告物や景観に関する諸手続がなされたと思うが、この外観で問題なしと判断されたのか。

- 委員: 景観形成地区内の広告景観の取組はふさわしい対応と考える。 また、こちらの物件について、コーポレートカラーの部分は、おそら く彩度10を超えていないと思われるが、問題はあると考える。
- 事務局: この案件については、この場では広告物等の規制内容や手続の状況が不明で即答が困難であるため、後日調査の上、回答させていただく。なお、屋外広告物条例の色彩基準については、県内で共通の基準となっている。ただし、屋外広告物条例に基づく規制ではないが、景観形成地区に関しては、景観条例に基づき、別途地区の特性に応じた広告物や掲出物に関する景観形成基準を設けることもできる。
- 委員: 手続面での質問になるが、規制区域の変更に伴って表示・設置できなくなる広告物はほとんどない、という調査結果とのことだったが、それは許可申請の書類ベースでの判断なのか、現地調査ベースでの判断なのか。

また、表示・設置できなくなるような広告物について、経過措置期間の取扱いや、不適格となってしまうことについての補償があるのであれば、財源はどのようになっているのかも含めて確認したい。

事務局: 調査は、申請手続等の有無などの書類ベースでの調査と、実際に現地 を歩いての目視による調査、双方により行っている。

既存不適格の経過措置期間は条例の規定上5年間となっている。

また、補償制度はないが、本件のような景観形成地区内であれば、広告物の撤去や、新たな広告物の規制基準に適合させるために広告物の面積を小さくする等の景観形成に資する改修については、兵庫県まちづくり技術センターの景観形成支援事業の助成対象となっている。な

お、助成率は4分の1、助成限度額は10万円である。

委員: 多くの外壁色彩の基準では、Y系R系以外の色相について、彩度2までの基準となっている。屋外広告物のベースカラーについても地域に応じて基準を考えてもらえればと思う。

事務局: 今回お示しした景観形成基準は、地区の現地調査の結果を踏まえ、周辺景観にそぐわない色彩について規制するため決定したものである。この基準については、既に景観形成部会で答申を受けたもののため、変更はできないが、今後も、景観形成地区や屋外広告物の基準について、助言をいただきたい。

部 会 長: それでは、他に意見がなければ、事務局から報告を受けたということ とする。